行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第42条第２項ただし書き及び第３項の規定に基づき、以下のとおり公示する。

平成26年12月17日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

審査請求人　千葉県市川市国府台６―１―14式場病院
山田喜三郎

上記の者に送達すべき平成26年11月７日付け審査請求に関する裁決書の謄本は、東京都千代田区霞が関１丁目２番２号中央合同庁舎第５号館（厚生労働省）517号室内で保管されており、いつでも審査請求人に交付するので、その受領方申し出られたい。

行政不服審査法第42条第２項ただし書き及び第３項の規定により公示する。

平成26年12月17日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

（備考）裁決の主文及び年月日

裁決の主文　本件審査請求を却下する。

裁決年月日　平成26年11月７日

行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第42条第２項ただし書き及び第３項の規定に基づき、以下のとおり公示する。

平成26年12月17日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

審査請求人　東京都西東京市南町３―４―10山田病院３―２病棟
羽田　　瞳

上記の者に送達すべき平成26年11月７日付け審査請求に関する裁決書の謄本は、東京都千代田区霞が関１丁目２番２号中央合同庁舎第５号館（厚生労働省）517号室内で保管されており、いつでも審査請求人に交付するので、その受領方申し出られたい。

行政不服審査法第42条第２項ただし書き及び第３項の規定により公示する。

平成26年12月17日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

（備考）裁決の主文及び年月日

裁決の主文　本件審査請求を却下する。

裁決年月日　平成26年11月７日

行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第42条第２項ただし書き及び第３項の規定に基づき、以下のとおり公示する。

平成26年12月17日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

審査請求人　東京都大田区南久ヶ原２―８―20―504
荻山　晃司

上記の者に送達すべき平成26年11月７日付け審査請求に関する裁決書の謄本は、東京都千代田区霞が関１丁目２番２号中央合同庁舎第５号館（厚生労働省）517号室内で保管されており、いつでも審査請求人に交付するので、その受領方申し出られたい。

行政不服審査法第42条第２項ただし書き及び第３項の規定により公示する。

平成26年12月17日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

（備考）裁決の主文及び年月日

裁決の主文　本件審査請求を却下する。

裁決年月日　平成26年11月７日

行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第42条第２項ただし書き及び第３項の規定に基づき、以下のとおり公示する。

平成26年12月17日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

審査請求人　東京都清瀬市中里６―54―７
江藤智恵子

上記の者に送達すべき平成26年10月23日付け審査請求に関する裁決書の謄本は、東京都千代田区霞が関１丁目２番２号中央合同庁舎第５号館（厚生労働省）517号室内で保管されており、いつでも審査請求人に交付するので、その受領方申し出られたい。

行政不服審査法第42条第２項ただし書き及び第３項の規定により公示する。

平成26年12月17日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

（備考）裁決の主文及び年月日

裁決の主文　本件審査請求を却下する。

裁決年月日　平成26年10月23日

行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第42条第２項ただし書き及び第３項の規定に基づき、以下のとおり公示する。

平成26年12月17日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

審査請求人　埼玉県戸田市本町三丁目11―27パークプレイスⅢ207
坂井　真代

上記の者に送達すべき平成26年11月７日付け審査請求に関する裁決書の謄本は、東京都千代田区霞が関１丁目２番２号中央合同庁舎第５号館（厚生労働省）517号室内で保管されており、いつでも審査請求人に交付するので、その受領方申し出られたい。

行政不服審査法第42条第２項ただし書き及び第３項の規定により公示する。

平成26年12月17日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

（備考）裁決の主文及び年月日

裁決の主文　本件審査請求を却下する。

裁決年月日　平成26年11月７日

行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第42条第２項ただし書き及び第３項の規定に基づき、以下のとおり公示する。

平成26年12月17日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

審査請求人　千葉県千葉市中央区道２―17―４―202
三戸部徹弥

上記の者に送達すべき平成26年10月23日付け審査請求に関する裁決書の謄本は、東京都千代田区霞が関１丁目２番２号中央合同庁舎第５号館（厚生労働省）517号室内で保管されており、いつでも審査請求人に交付するので、その受領方申し出られたい。

行政不服審査法第42条第２項ただし書き及び第３項の規定により公示する。

平成26年12月17日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

（備考）裁決の主文及び年月日

裁決の主文　本件審査請求を却下する。

裁決年月日　平成26年10月23日

鉱業法第142条の規定による公告

経済産業省公告第26号

次に掲げる鉱業権設定に関する出願については、出願人の所在が不分明であって、立会すべき旨の命令を送達することができないので、鉱業法第142条の規定により、願書に記載された住所の所在地の市役所に下記のとおり命令の内容を掲示した。

なお、⑴については、平成27年２月２日14：00大津市役所別館３階商工労働政策課において、⑵については、平成27年２月３日14：00岬町役場都市整備部産業振興課において、⑶については、平成27年２月４日14：00京都市伏見区役所区民部地域力推進室において、⑷については、平成27年２月５日14：00亀岡市役所３階ものづくり産業課において、⑸については、平成27年２月６日14：00太子町役場総務室総務政策グループにおいて、⑹については、平成27年２月９日14：00南丹市役所総務課において、⑴及び⑷は経済産業技官山口一夫及び福本薫が、⑵及び⑹は経済産業技官福本薫及び経済産業事務官中尾亮次が、⑶及び⑸は経済産業技官山口一夫及び経済産業事務官中尾亮次が、それぞれ①出願区域②鉱床の状態③操業及び鉱害防止の方法について調査するものとする。

⑴　出願地　滋賀県大津市、甲賀市　出願人　滋賀県大津市中野二丁目１番５号　協和興業株式会社

⑵　出願地　大阪府泉南郡岬町、阪南市　出願人　大阪府大阪市北区西天満４丁目10番18号石之ビル３Ｆ　岩田　吟子

⑶　出願地　京都府京都市　出願人　兵庫県尼崎市立花町２丁目16番７号　福島　昌男

⑷　出願地　京都府亀岡市　出願人　大阪府箕面市西小路２丁目12番20号　松田　徳三

⑸　出願地　大阪府南河内郡太子町、河南町　出願人　大阪府羽曳野市向野３丁目11番５号　伏原　正訓

⑹　出願地　京都府南丹市　出願人　兵庫県芦屋市春日町15番５の405号　井口　正彦

平成26年12月17日　　近畿経済産業局長

建設業の営業の停止命令の公告

建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第３項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成26年12月17日

近畿地方整備局長　森　　昌文